

富士川流域における減災対策協議会（仮称）について

資料

- ① 協議会設立趣旨 . . . . . P 1
- ② 協議会規約（案） . . . . . P 2

参考資料

- ① 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について（発出文書）  
. . . . . P 7
- ② 「水害時における避難・応急対策の今後のあり方について（報告）」  
を踏まえた住民避難に関する取組について（発出文書）  
. . . . . P 15
- ③ 協議会と既存会議との関係 . . . . . P 17



## 富士川流域における減災対策協議会（仮称）の設立趣旨について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表したところである。富士川流域では、当ビジョンを実現させるため、河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立するものである。

## 富士川流域における減災対策協議会(仮称)規約(案)

### (名称)

第1条 本会の名称は、富士川流域における減災対策協議会(仮称)(以下「協議会」とする。

### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、富士川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は関東地方整備局甲府河川国道事務所長とする。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は関東地方整備局甲府河川国道事務所河川副所長とする。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

### (水防連絡部会)

第5条 水防連絡部会を協議会に置く。

- 2 水防連絡部会は別表3に掲げる関東地方整備局甲府河川国道事務所管内富士川の直轄管理区間内の水防関係機関をもって構成する。
- 3 水防連絡部会に部会長を置く。部会長は会長が兼務する。
- 4 部会長は、必要に応じて水防連絡部会を招集し議事運営を行う。
- 5 部会長は、第2項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 本協議会の事務局を、関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第一課に置く。

### (協議会の検討内容)

第7条 協議会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(水防連絡部会の業務)

第8条 水防連絡部会の業務は前条第2項の「地域の取組方針」のうち水防に関する事項を的確に実施するための次の通りとする。

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防箇所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項

(附則)

本規約は、平成28年4月27日から施行する。(第1回協議会の日)

会長 国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所長  
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所長  
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所長  
気象庁 甲府地方气象台長  
気象庁 静岡地方气象台長  
山梨県 防災危機管理課長  
山梨県 治水課長  
山梨県 砂防課長  
静岡県 交通基盤部河川砂防局長  
静岡県 富士土木事務所長  
静岡県 静岡土木事務所長  
韮崎市長  
甲斐市長  
南アルプス市長  
昭和町長  
中央市長  
市川三郷町長  
富士川町長  
甲州市長  
山梨市長  
笛吹市長  
甲府市長  
身延町長  
南部町長  
富士宮市長  
富士市長  
静岡市長

幹事長 国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所 副所長(河川)  
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所 副所長  
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所 事業対策官  
気象庁 甲府地方气象台 防災管理官  
気象庁 静岡地方气象台 防災管理官  
山梨県 防災危機管理課長補佐  
山梨県 治水課長補佐  
山梨県 砂防課長補佐  
静岡県 河川企画課長  
静岡県 土木防災課長  
静岡県 砂防課長  
静岡県 富士土木事務所 次長  
静岡県 静岡土木事務所 次長  
韮崎市 建設課長  
甲斐市 防災危機管理課長  
南アルプス市 防災危機管理室長  
昭和町 建設課長  
中央市 危機管理課長  
市川三郷町 企画防災課長  
富士川町 総務課長  
甲州市 総務課長  
山梨市 建設課長  
笛吹市 防災危機管理課長  
甲府市 道路河川課長  
身延町 総務課長  
南部町 交通防災課長  
富士宮市 河川課長  
富士市 河川課長  
静岡市 危機管理総室長

部会長	国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所長
副部会長	国土交通省甲府河川国道事務所副所長(河川)
副部会長	山梨県治水課長
副部会長	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	気象庁 甲府地方气象台 防災管理官
	気象庁 静岡地方气象台 防災管理官
	山梨県 中北建設事務所長
	山梨県 中北建設事務所峡北支所長
	山梨県 峡東建設事務所長
	山梨県 峡南建設事務所長
	静岡県 河川企画課長
	静岡県 土木防災課長
	静岡県 砂防課長
	静岡県 富士土木事務所 次長
	静岡県 静岡土木事務所 次長
	韮崎市 建設課長
	甲斐市 防災危機管理課長
	南アルプス市 防災危機管理室長
	昭和町 建設課長
	中央市 危機管理課長
	市川三郷町 土木整備課長
	富士川町 防災課長
	山梨市 建設課長
	笛吹市 防災危機管理課長
	甲府市 道路河川課長
	身延町 総務課長
	南部町 交通防災課長
	富士宮市 河川課長
	富士市 河川課長
	静岡市 危機管理総室長



平成 28 年 1 月 18 日

国水河計第 77 号

関東地方整備局長 殿

水管理・国土保全局長

( 公 印 省 略 )

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

については、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

# 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞ ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標の目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

### ＜危機管理型ハード対策＞

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

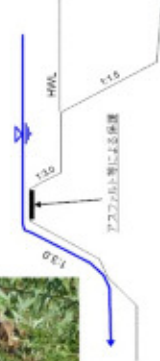
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞

天竺のアスファルト等が、起水による機軸から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



堤断面図



### ＜洪水を安全に流すためのハード対策＞

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施



### ＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
  - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

### 家屋倒壊危険区域※

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

平成 28 年 1 月 18 日  
国水河計第 78 号  
国水環第 96 号  
国水治第 93 号  
国水防第 226 号

関東地方整備局河川部長 殿

水管理・国土保全局  
河川計画課長  
河川環境課長  
治水課長  
防災課長  
(公印省略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組については、平成 28 年 1 月 18 日付(国水河計第 77 号)において水管理・国土保全局長から通知したところであるが、取組の進め方について、別紙のとおり基本的事項を定めたので通知する。

貴職におかれては、これを参考としつつ、地域の実情に応じて具体的な取組を進められたい。また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

### 一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

### 二 協議会等の進め方

以下を基本として、協議会等を設置し、関係地方公共団体等と連携・協力して減災のための取組を進める。

#### 1 協議会等の設置単位

協議会等は、直轄河川の氾濫ブロックを一つの単位として設置することを基本とし、必要に応じて、複数の氾濫ブロックをまとめて一つの単位とする等、地域の実情に応じて適切に設置する。

#### 2 協議会等の構成員

協議会等の構成員は、協議会等を設置する氾濫ブロック等に関する河川管理者、都道府県、市町村及び水防管理団体を基本とし、必要に応じて、住民の避難先として想定される氾濫ブロック外の市町村や他の関係機関を追加する。

#### 3 協議会等において実施する事項

##### (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導體制 等

② 水防に関する事項

- ・ 河川水位等に係る情報提供
- ・ 河川の巡視区間
- ・ 水防資機材の整備状況
- ・ 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・ 排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・ 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

三 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

1 現状の取組状況

二 三（１）に基づき共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

2 減災のための目標

概ね５年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

3 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね５年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTV の整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

国水環防第 34 号  
平成 28 年 2 月 17 日

各都道府県知事 へ

国土交通省 水管理・国土保全局長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、別添のとおり、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

このことを踏まえ、国土交通省では「水防災意識社会 再構築ビジョン」をとりまとめ、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくこととしました。

つきましては、上記の答申も踏まえつつ、本協議会等に参加するなどして、水防行政の運営に万全を期せられるようお願いいたします。

また、この旨、貴管内関係市町村及び関係水防管理団体にも周知願います。





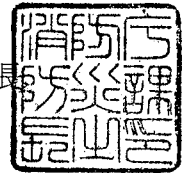
府政防第 542 号  
 消防災第 35 号  
 国水環防第 1 号  
 平成 28 年 4 月 5 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
 参事官（調査・企画担当）



消防庁 国民保護・防災部防災課長



国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長



「水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」を踏まえた  
 住民避難に関連する取組について

平成 28 年 3 月 31 日付府政防第 535 号で通知したとおり、政府の中央防災会議では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等から得られた教訓を踏まえ、国や地方公共団体、関係機関や住民自身が今後実施すべき取組を、「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」として、とりまとめられています。

本報告（概要版）において、住民避難に関連する取組については、「2. 実効性のある避難計画の策定」、「3. 適切な避難行動を促す情報伝達」に記述されており、そのうちハザードマップと避難計画については、次のように記述されています。

## 2. 実効性のある避難計画の策定

### ○ハザードマップ（避難地図）と避難計画の改善

- ハザードマップ（避難地図）への表示方法、避難勧告等のタイミングや発令区域、避難場所や避難経路等について、河川管理者が積極的に助言するため、市町村と河川管理者等からなる協議会などの仕組みを構築

国土交通省においてとりまとめた「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、現在、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等の設置を国管理河川の氾濫により浸水のおそれのある地域で進めているところであり、ハザードマップの改善、避難計画の策定にあたっては、この協議会等を十分にご活用いただきますようお願いいたします。

併せて、この旨、貴都道府県関係部局や関係市町村への周知方につきましてもよろしくお願いいたします。

なお、国管理河川における「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく協議会等の取組については、都道府県管理河川における今後の水害対策の取組の参考としていただくために、国土交通省地方整備局等を通じて貴都道府県の河川部局に対して周知していることを申し添えます。

# 協議会と既存会議との関係

## 富士川災害情報協議会

(目的)

本協議会は、富士川において、土砂災害警戒区域等も考慮した洪水ハザードマップ作成を促進するなど災害情報の共有化及び関係者の関係強化を図るものとする。

(協議事項)

1. 洪水ハザードマップ作成に向けた進捗状況
2. 洪水ハザードマップ作成に当たった課題と解決策
3. 緊急時及び平常時の情報共有のあり方
4. その他必要な事項

※統合(発展的解消)

## ◆富士川流域における減災対策協議会(仮称)

(目的)

本協議会は、河川管理者、県、市町等が連携協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、富士川流域に「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

1. 水害リスク情報や、各構成員が実施している現状の減災に係わる取組状況の共有。
2. 的確な避難、水防活動及び氾濫水の排水を実現するため、構成員が取り組むべき事項を地域の取組方針として作成、共有。
3. 毎年、地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認。出水期前のトップセミナーや共同点検。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策

## 富士川水防連絡会

(目的)

本連絡会は、河川法、災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき、国土交通省甲府河川国道事務所管内富士川の直轄管理区間内の水防関係機関との協力及び連絡を密にし、河川管理に万全を期することを目的とする。

(業務)

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防個所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項

※新たに設置

※水防連絡部会として統合

## 水防連絡部会

(業務)

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防個所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項